

特別保護地区の再指定について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、令和5年10月31日で存続期間が満了となる鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり再指定する予定である。

なお、関係書類は、環境局環境対策課及び佐渡地域振興局健康福祉環境部環境センターにおいて令和5年8月18日まで縦覧に供する。

令和5年8月4日

新潟県知事 花角 英世

1 名称

新穂鳥獣保護区新穂特別保護地区

2 区域

佐渡市所在。佐渡市新穂長畝地内に所在する佐渡トキ保護センターの新潟県有地とする。

3 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

新穂鳥獣保護区は、国仲平野の台地上に位置し、北側に大佐渡山脈を見ることができる。また、地域内の南東側に水田が帯状に広がり、東側には針葉樹を主体とした林や果樹園が広がっている。中央部にはトキ保護センターやトキの森公園が位置しており、トキの野生復帰事業により放鳥されたトキのねぐらや採餌場所ともなっている。また、ヒヨドリ、シジュウカラ等の多様な鳥類が生息している地域である。国際保護鳥であるトキの保護増殖を行っている佐渡トキ保護センター周辺の区域については、トキの野生復帰のための活動拠点であり、当該区域は新穂鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要性の高い区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

令和5年8月4日から同月18日まで

(2) 意見書の提出先

環境局環境対策課又は佐渡地域振興局健康福祉環境部環境センター